ロ　介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)又は介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
　ユニットに属さない療養室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。
ハ　ユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(II)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護保健施設サービス費(III)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
　ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに掲げる療養室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。
ニ　ユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、ユニット型介護保健施設サービス費(II)のユニット型介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)又はユニット型介護保健施設サービス費(III)のユニット型介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
　ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。
五十七　介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
　第十一号の規定を準用する。
五十八　介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準
イ　リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ　リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。
五十九　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準
　第十七号の規定を準用する。
六十　平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
　介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。
六十一　介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施設基準
　第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは「第十三号」と読み替えるものとする。
六十二　指定介護療養施設サービスの施設基準
イ　療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。
ロ　療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)(四)中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。
ハ　ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号への規定を準用する。この場合において、同号ヘ(1)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。
ニ　診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号チ(1)(五)及び(七)を除く。）の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)(三)及び(三)並びに(4)(二)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(4)(一)中「(1)(一)及び(四)から(七)まで」とあるのは「(1)(一)、(四)及び(六)」と読み替えるものとする。
ホ　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号リの規定を準用する。この場合において、同号リ(1)(一)中「チ(1)(一)及び(四)から(七)まで」とあるのは「チ(1)(一)、(四)及び(六)」と、同号リ(1)(二)及び(三)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と読み替えるものとする。
ヘ　認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)及び(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。
ト　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。
チ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
　第十四号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)及び(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。
六十三　指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
　第十一号の規定を準用する。
六十四　指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境減算に係る施設基準
　第十九号の規定を準用する。
六十五　指定介護療養施設サービスにおける診療所療養病床設備基準減算に係る施設基準
　第二十号の規定を準用する。
六十六　指定介護療養施設サービスにおける別に厚生労働大臣が定める基準
イ　療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、(ii)若しくは(iii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)若しくは(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、(ii)若しくは(iii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
　ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入院患者に対して行われるものであること。